

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-2 消防・防災関係の取扱い		関係項目				
調整方針	1 防犯灯電気料、防犯灯設置、維持管理等助成については、現行の制度を継続するものとし、新市において調整する。 2 地域防災計画については、各市町村の地域防災計画を基本とし、新市において速やかに策定する。		3 防災行政無線については、現行のとおりとし、新市において速やかに整備するものとする。				
現況						調整理由・課題	
1 防犯関係 (平成15年4月1日現在)						<p>1【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渋川市及び伊香保町以外は、村が全額負担しており、合併後、2分の1又は3分の1の補助にすることに対し住民の理解が得られないと考えるため。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯灯電気料を全額新市において負担する場合、平成14年度決算額で約4,863千円の負担増が見込まれる。 ・ 防犯灯設置及び維持管理等を全額新市で負担する場合、平成14年度決算額で約1,557千円の負担増が見込まれる。 <p>2【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6市町村それぞれの実情に基づき策定されたものであり、内容に相違があるため、新市において策定するものとする。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新市における災害対策の基本となる計画であり、合併後速やかに策定する必要がある。 ・ 県、周辺市町村、住民等との連携・調整が必要となる。 <p>3【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線は速やかな統合が望まれるが、周波数の統一などのために機器の交換等が伴うことから、合併後、計画的に整備するものとする。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周波数の統一のための受信機の交換、中継局の整備や有線放送設備の無線設備への転換など財政的にも計画的な整備を求められる。 ・ 戸別受信機の貸出規定の整備が必要となる。 ・ 放送内容の調整が必要となる。 	
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村		北橋村
(1) 防犯灯電気料	・ 自治会管理の防犯灯電気料の1/3を補助	・ 行政区管理の防犯灯電気料の1/2を補助	・ 電気料は全額村負担	・ 電気料は全額村負担	・ 電気料は村負担		・ 平成14年12月より村で全額負担
(2) 防犯灯設置、維持管理等助成	・ 新設防犯灯に事業費の1/2以内の補助(限度額) 独立柱 16,000円 共架 11,000円 柱交換 6,000円	・ 新設、改良、補修等の事業は全額補助 行政区管理防犯灯575基 町管理防犯灯 71基 【15年3月31日実績】	・ 新設防犯灯は工事請負費により全額村負担 ・ その他維持管理、修繕は全額村負担	・ 新設防犯灯は工事請負費により全額村負担 ・ その他維持管理、修繕は全額村負担	・ 新設、器具取り替えは村負担 ・ その他維持管理(電球交換)は各区負担		・ 新設防犯灯は工事請負費により全額村負担 ・ その他維持管理、修繕は全額村負担
<p>【財政影響額】(平成14年度決算額)</p> <p>防犯灯電気料を全額新市負担とした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渋川市については、現在1/3の額を補助しており、全額負担となると新たに2/3の額を負担することとなるので、現在の額の2/3÷1/3=2倍の額が負担増となる。 ・ 伊香保町については、現在1/2の額を補助しており、現在と同額の額が負担増となる。 <p>渋川市 2,071,852円×2=4,143,704円 伊香保町 719,636円×1=719,636円 影響額=4,143,704円+719,636円 =4,863,340円</p> <p>防犯灯設置、維持管理等を全額新市負担とした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 渋川市については、現在1/2の額を補助しており、現在と同額の額が負担増となる。 ・ 赤城村については、電球交換の費用が負担増となる。 <p>渋川市 457,000円×1=457,000円 影響額=457,000円+(赤城村電球交換代金50,000円程度×22行政区) =約1,557,000円</p>							
2 地域防災計画							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
	渋川市地域防災計画	伊香保町地域防災計画	小野上村地域防災計画	子持村地域防災計画	赤城村地域防災計画	北橋村地域防災計画	
3 防災行政無線							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
【H15.4.1現在】	親局 1 拡声子局 99	基地局 1 中継局 1 子局 18 戸別受信機 22	親局 1 拡声子局 21 戸別受信機 600	固定系無線なし 有線屋外緊急放送設備 主装置 1 放送塔 33	H16年度設置予定	H15年度設置予定	

協議項目	24-2 消防・防災関係の取扱い	関係項目	
現 況			調整理由・課題
【参考】 県内 11 市の防犯灯設置及び管理補助等の状況			
市名	防犯灯設置補助	防犯灯管理補助	
前橋市	防犯灯新設事業補助金 独立柱、共架共 1 基14,000円	防犯灯維持管理費助成金 9 月分の電気料を基に 1 年間の電 気量を算出し、その 65%を補助。	
高崎市	街路灯設置補助金 (新設・改修を対 象) 通常分 1 基15,000円限度 町境分 1 基30,000円限度	街路灯電気料補助金 8 月分の電気料を基に 1 年間の電 気量を算出し、その 70%を補助。	
桐生市	桐生地区防犯協会からの補助 1 基12,000円	防犯灯電気料補助金 4 月 1 日現在の設置灯数に基づき 1 年間の電気量を算出し、その 33 %を補助。	
伊勢崎市	公衆街路灯建設費補助金 共 架 1 基10,000円	公衆街路灯電気料補助金 9 月分の電気料を基に 1 年間の電 気量を算出し、その 3/4 を補助。	
太田市	平成 13 年度から市が一括管理		
沼田市	市が設置	防犯灯電気料補助金 9 月分の電気料を基に 1 年間の電 気量を算出し、その 1/2 を補助。	
館林市	公衆街路灯設置費補助金 独立柱 1 基40,000円限度 共 架 1 基20,000円限度	公衆街路灯管理費補助金 2,000円 × 9 月分電気料の灯数	
渋川市	防犯灯設置事業費補助金 独立柱 1 基16,000円限度 共 架 1 基11,000円限度 柱交換 1 本6,000円	防犯灯電気料補助金 9 月分の電気料を基に 1 年間の電 気量を算出し、その 1/3 を補助。	
	平成 16 年度から 独立柱 1 基21,000円限度 共 架 1 基14,000円限度 柱交換 1 本8,000円	平成 16 年度から 9 月分の電気料を基に 1 年間の電 気量を算出し、その 2/5 を補助。	
藤岡市	藤岡市防犯協会からの補助 独立柱 1 基30,000円限度 共 架 1 基12,000円限度	藤岡市防犯協会からの補助 9 月分の電気料を基に 1 年間の電 気量を算出し、その 80%を補助。	
富岡市	防犯灯設置補助金 独立柱、共架共 1 基18,000円	防犯灯維持管理補助金 電気料は全額補助 修繕料は 1 基200円	
安中市	行政区が設置 (補助制度なし)	街路灯電気料補助 全額補助	

協議項目	24-2 消防・防災関係の取扱い	関係項目	
現		況	
			調整理由・課題
<p>【関係法令】</p> <p>災害対策基本法（抜粋） （市町村地域防災計画） 第 4 2 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。</p> <p>2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画</p> <p>(3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項</p> <p>3 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。</p> <p>4 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>5 第 2 1 条の規定は、市町村長が第 1 項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。</p>			

協議項目	24-2 消防・防災関係の取扱い	関係項目	
現 況			調整理由・課題
4 先進地事例			
篠山市		さいたま市	
<p>1 防災会議については、合併時に新たに設置し新市において地域防災計画を作成する。</p> <p>2 水防協議会については、新市において新たに設置し水防計画を作成する。</p> <p>3 災害発生時の応急対策については、合併時に調整する。</p>	<p>消防業務については、業務の一体性を速やかに確立するため、合併までに出動計画等の統一を図る。ただし、警防指令業務は、ホットラインで対応することとし、合併後速やかに新システムを構築する。また、救急高度化推進事業については、合併後速やかに新たな計画を策定する。なお、消防計画については、合併後速やかに策定する。</p>	<p>1 防災会議については、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を策定する。</p> <p>2 水防協議会については、合併時に新たに設置し、新市において水防計画を策定する。</p>	
瑞穂市		東かがわ市	
<p>1 防災行政無線については、合併後当面は現行体制を維持し、新市において周波数の統合を含め、管理運用の統合を図る。穂積町の機器更新整備については、できるだけ早期に実施するものとする。</p> <p>2 街路灯については、設置費及び修繕費は、新市で負担する。電気料等の維持管理費は、地元自治会負担とする。</p> <p>3 消火栓設備については、新市の水道事業担当課で設置及び管理を行い、消防法及び同法施行令の設置基準の範囲内で、原則設置するものとする。なお、既存の消火栓を含め、設置及び管理に要する経費は、新市の一般会計で負担する。また、格納箱、ホース、ノズル等及び消火器の設置については、設置経費は自治会負担とし、その費用の2分の1を補助金として交付する。</p> <p>4 穂積町の自主防災組織の育成事業については、合併後も継続していく。補助金については、補助方法及び内容について、新市において調整する。</p>	<p>1 防犯灯の設置 申請者 自治会長(地元調整含む。) 設置者 市</p> <p>2 防犯灯の維持管理 電気代 地元(平成15年4月1日以降設置分) 平成15年3月31日までに設置されたものについては現行どおりとする。 電球取替え 市 修繕 市</p> <p>3 地域防災計画については、新町において速やかに策定する。</p> <p>4 防災行政無線 移動系無線 消防団への指令、防災情報通信の一元化を図るため、移動系(260MHzのデジタル地域防災無線システム)を平成15年4月に運用開始できるよう整備する。 固定系無線(同報系無線) 新庁舎建設と併せて整備を進める。</p>	<p>1 地域防災計画については、新市において速やかに策定するものとする。</p> <p>2 伊自良村及び美山町の防災行政無線(同報系)の運用は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに周波数の統一を図り、遠隔操作設備を市庁舎及び消防本部に整備するものとする。</p> <p>3 防災行政無線(移動系)の運用については、当分の間は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに3町村の周波数の統一を図るものとする。</p>	